

## 行財政構造改革県民会議 概要

### 設置趣旨

- ・ 行財政構造改革の推進を図るため、広く県民の意見を聴くため設置

### 委 員

- ・ 県内で活動を行う団体の代表者、県議会の議員、市町長及び知識経験者のうちから知事が指名（39人）

行財政構造改革の推進に関する条例（平成20年10月3日条例第43号）（抜粋）

（行財政構造改革県民会議）

第9条 知事は、行財政構造改革の推進を図るため、行財政構造改革県民会議において、広く県民の意見を聴くものとする。

- 2 行財政構造改革県民会議は、県内で活動を行う団体を代表する者、県議会の議員、市町長及び知識経験を有する者のうちから知事が指名する者により構成する。

（推進方策の策定手続等）

第4条 知事は、推進方策を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

- 2 知事は、推進方策の案を作成するに当たっては、行財政構造改革県民会議において広く県民の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、推進方策を定めたときは、これを公表するものとする。

（推進方策の変更手続等）

第5条 知事は、推進方策の変更(軽微な変更を除く。)又は廃止(以下「変更等」という。)の案を作成するに当たっては、行財政構造改革審議会の意見を聴くものとする。

- 2 前条の規定は、推進方策の変更等について準用する。

行財政構造改革の推進に関する条例  
(平成20年兵庫県条例第43号)

(目的)

第1条 この条例は、行財政構造改革について、その基本的な方向及び推進すべき改革の措置を定める行財政構造改革推進方策の策定並びにこれに基づく改革の推進に関して必要な事項を定めることにより、行財政構造改革を継続的かつ効果的に推進することを目的とする。

(行財政構造改革の基本方針)

第2条 行財政構造改革は、少子高齢社会、人口減少社会の到来等に伴う人口構造の変化、情報通信技術の進展、社会基盤の充実等の社会経済情勢の変化の中で、阪神・淡路大震災からの復旧復興の上に、将来にわたって県民生活の質の向上を図り、各地域の個性と活力に満ちた「元気で安全安心な兵庫」を実現するため、県の行財政全般にわたる改革の措置を講じ、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立することにより、推進されなければならない。

(行財政構造改革推進方策)

第3条 知事は、行財政構造改革を着実に推進するため、行財政構造改革推進方策(以下「推進方策」という。)を定めるものとする。

2 推進方策には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 行財政構造改革の基本的な方向
- (2) 次に掲げる事項に関する改革の措置
  - ア 組織及び職員
  - イ 行政施策
  - ウ 公営企業
  - エ 公社等
  - オ 自主財源
  - カ その他改革を要する事項

(推進方策の策定手続等)

第4条 知事は、推進方策を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、推進方策の案を作成するに当たっては、行財政構造改革県民会議において広く県民の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、推進方策を定めたときは、これを公表するものとする。

(推進方策の変更手続等)

第5条 知事は、推進方策の変更(軽微な変更を除く。)又は廃止(以下「変更等」という。)の案を作成するに当たっては、行財政構造改革審議会の意見を聴くものとする。

2 前条の規定は、推進方策の変更等について準用する。

(実施計画の策定等)

- 第6条 知事は、推進方策に基づく改革の推進に当たっては、年度ごとの実施計画を定めなければならない。
- 2 知事は、前項の実施計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告しなければならない。

(推進方策の実施状況の報告等)

- 第7条 知事は、毎年9月30日までに、前年度における推進方策の実施状況について、行財政構造改革審議会の意見を付して、議会に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表しなければならない。

(議会の意見)

- 第8条 議会は、推進方策の実施状況等を勘案し、推進方策の変更等その他行財政構造改革の推進に関することについて、知事に対し意見を述べるができる。
- 2 知事は、前項の意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(行財政構造改革県民会議)

- 第9条 知事は、行財政構造改革の推進を図るため、行財政構造改革県民会議において、広く県民の意見を聴くものとする。
- 2 行財政構造改革県民会議は、県内で活動を行う団体を代表する者、県議会の議員、市町長及び知識経験を有する者のうちから知事が指名する者により構成する。

(行財政構造改革審議会)

- 第10条 行財政構造改革の推進に関する事項を調査審議するため、行財政構造改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議する。
- (1) 第5条第1項に規定する推進方策の変更等の案の作成に係る意見に関すること。
  - (2) 第7条第1項に規定する推進方策の実施状況に係る意見に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政構造改革の推進に関する事項
- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
- (1) 地方行財政について知識経験を有する者
  - (2) 公会計について知識経験を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に必要な知識経験を有する者

(検討)

- 第11条 知事は、社会経済情勢、国の政策の動向、県の財政状況等を勘案し、3年ごとを目途として行財政全般にわたる検討を行い、その結果に基づき推進方策の変更等その他必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

- 第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( この条例の失効 )

- 2 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

( 推進方策の案の作成に関する特例 )

- 3 この条例の施行後最初に策定される推進方策については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事が行財政構造改革会議（平成 19 年 7 月 12 日設置）の意見を反映させる措置を講じて作成した推進方策の案は、第 4 条第 2 項の規定により作成されたものとみなす。

( 平成 20 年度実施計画に係る特例 )

- 4 施行日前に定められた平成 20 年度における行財政構造改革の推進に係る実施計画は、第 6 条第 1 項の規定により定められた実施計画とみなす。この場合において、同条第 2 項の規定は、適用しない。

( 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正 )

- 5 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 行財政構造改革の推進に関する条例（平成 20 年兵庫県条例第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する行財政構造改革推進方策については、この条例の規定は、適用しない。

( 附属機関設置条例の一部改正 )

- 6 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条第 1 項の表長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

|            |  |
|------------|--|
| 行財政構造改革審議会 | 行財政構造改革の推進に関する条例（平成20年兵庫県条例第43号）による行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に関する事務 |
|------------|--|

( 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

- 7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 44 号の 5 を第 44 号の 6 とし、第 44 号の 2 から第 44 号の 4 までを 1 号ずつ繰り下げ、第 44 号の次に次の 1 号を加える。

(44)の 2 行財政構造改革審議会

別表第 1 長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

|            |    |    |         |
|------------|----|----|---------|
| 行財政構造改革審議会 | 会長 | 日額 | 15,500円 |
|            | 委員 | 日額 | 12,500円 |

別表第 2 長期ビジョン審議会の委員の項の次に次のように加える。

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 行財政構造改革審議会の委員 | 職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額 |
|---------------|-----------------------|

## 行財政構造改革県民会議設置要綱

### (設置)

第1条 行財政構造改革の推進にあたり、広く県民の意見を聴くため、行財政構造改革県民会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政構造改革の推進に関する意見交換に関すること。
- (2) その他行財政構造改革の推進に関する事項

### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる39人以内の委員で組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから、知事が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合は、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、会議開催前に委任状を座長に提出しなければならない。
- 3 座長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (謝金)

第7条 委員(大学教育職以外の県の職員である委員を除く。)が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

### (旅費)

第8条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第6条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合においては、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

### (庶務)

第9条 会議の庶務は、企画県民部企画財政局新行政課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月30日から施行する。  
(行財政構造改革会議設置要綱の廃止)
- 2 行財政構造改革会議設置要綱(平成19年7月12日施行)は、平成21年1月30日限り廃止する。  
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、行財政構造改革の推進に関する条例(平成20年兵庫県条例第43号)の失効日限り、その効力を失う。  
(招集の特例)
- 4 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月30日から施行する。  
(委員の任期の特例)
- 2 平成24年1月29日において委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

(別表)第3条関係

| 氏名      | 主な役職               |
|---------|--------------------|
| 東 朋 子   | 公募委員               |
| 新 尚 一   | 神戸貿易協会会長           |
| 有 元 純   | 公募委員               |
| 石 田 正   | 兵庫県農業協同組合中央会会長     |
| 岩 佐 光一朗 | 兵庫県連合自治会副会長        |
| 大 橋 忠 晴 | 兵庫県商工会議所連合会会頭      |
| 大 森 綏 子 | 兵庫県看護協会会長          |
| 小 川 雅 由 | こども環境活動支援協会理事兼事務局長 |
| 尾 野 俊 二 | みなと銀行取締役頭取         |
| 尾 上 浩 一 | 兵庫県PTA協議会会長        |
| 加護野 忠 男 | 甲南大学特別客員教授         |
| 加 藤 隆 久 | 神戸芸術文化会議議長         |
| 加 藤 恵 正 | 兵庫県立大学政策科学研究所教授    |
| 岸 口 実   | 兵庫県議会議員            |
| 木 田 薫   | 元淡路地域ビジョン委員会委員長    |
| 北 野 美智子 | 兵庫県連合婦人会会長         |
| 木 南 岩 男 | 兵庫県商工会連合会会長        |
| 久 保 敏 彦 | 兵庫県勤労福祉協会相談役       |
| 近 藤 靖 宏 | 甲南学園常任顧問           |
| 桜 間 裕 章 | 神戸新聞社論説委員長         |

| 氏 名         | 主 な 役 職                 |
|-------------|-------------------------|
| 佐 竹 隆 幸     | 兵庫県立大学大学院経営研究科長         |
| 住 本 照 夫     | 公募委員                    |
| 武 田 政 義     | 兵庫県社会福祉協議会会長            |
| 田 中 譲 治     | 兵庫県老人クラブ連合会会長           |
| 辻 芳 治       | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長    |
| 西 門 義 博     | 兵庫県私学総連合会会長             |
| 西 田 芳 矢     | 兵庫県医師会副会長               |
| 服 部 良 子     | 大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授     |
| 速 水 順一郎     | 兵庫県青少年団体連絡協議会会長         |
| 伴 智 代       | 生活協同組合コープこうべ理事          |
| 久 武 伸之介     | 日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会副会長 |
| 日 村 豊 彦     | 兵庫県議会議員                 |
| 婦 木 治       | 兵庫県社会福祉施設経営者協議会会長       |
| 藤 原 保 幸     | 伊丹市長                    |
| 古 谷 博       | 稲美町長                    |
| 前 川 容 洋     | 兵庫県建設業協会会長              |
| 松 田 一 成     | 兵庫県議会議員                 |
| 松 原 一 郎     | 関西大学社会学部教授              |
| フリッツ・レオンハート | 元マリスト国際学校理事長            |